

○男鹿地区消防一部事務組合職員の給与から 控除し得るものを定める条例

昭和48年6月1日
条例第17号

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第25条第2項の規定に基づき、組合の出納機関において職員の給与から控除し得るものを定めることを目的とする。

第2条 前条の職員の給与から控除し得るものは、次のとおりとする。
男鹿市役所関係職員互助会の掛金等

附 則

この条例は、公布の日から施行する。